

給与の種類	支給条件		支給日	備考
	支給対象者	支給率又は支給額		
手 15 住居手当	① 月額 5,000円を超える家賃等を負担している職員。 (1) 家賃等額.....>家賃等額 - 5,000円 = 手当額 5,000円を超え12,500円まで (2) 家賃等の額.....>(家賃等の額 - 12,500円) × $\frac{1}{2}$ 12,501円以上          + 7,500円 = 手当額(12,500円限度) ② その所有に係る住宅に居住して世帯主である職員。> 1,000円 (当該住宅が新築又は購入がなされた日から5年を経過するまでの間は 1,500円加算)		給料の支給日	53.4.1から 改定
当 16 義務教育等 教員特別手 当	義務教育諸学校等の教育職員。	等級号給に応じて定額支給 (3 給料表等参照)	同上	53.4.1から 改定